

長浜市告示第103号

長浜市重症心身障害児者送迎加算事業実施要綱（令和4年長浜市告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市重症心身障害者送迎加算事業実施要綱

「重症心身障害児者」を「重症心身障害者」に改める。

第3条中「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を削る。

第4条第1号中「、児童発達支援事業所（センターを含む。）又は放課後等デイサービス事業所のいずれか」を削る。

第5条第2号中「又は障害児入所施設」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。